

仙台市天文台運営協議会設置要綱

(平成 21 年 9 月 25 日教育長決裁)

(設置)

第 1 条 新仙台市天文台整備・運営事業 施設の設計・建設及び維持管理・運営に関する契約書第 9 条第 2 項の規定に基づき、仙台市天文台（以下「天文台」という。）の運営方針や利用者のニーズの変化に伴う事業内容の変更等について、本市に対し意見を述べる機関として、仙台市天文台運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- 一 天文台の運営方針に関すること
- 二 天文台の事業内容に関すること
- 三 その他天文台の維持管理・運営に関すること

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、その他天文台の運営等に関して優れた見識を有すると認める者のうちから、教育長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は意見を求めることができる。

(通知)

第 7 条 会長は、協議会の会議を招集しようとするときは、委員に対し、あらかじめ、会議の日時、場所及び議事内容を書面により通知するものとする。ただし、緊急の場合等止むを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(分科会)

第9条 協議会に天文台が実施する天文台学習の評価を行うため、分科会を設置することができる。

2 分科会の委員は、6人以内とし、会長の指名する委員及び学校の理科教育に深く携わる教員のうちから教育長が委嘱する者をもって組織する。

3 分科会の委員の任期は、1年とする。

4 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、それぞれ会長が指名する者がこれに当たる。

5 第5条第2項及び第3項、第6条並びに第7条の規定は、分科会について準用する。
この場合において、これらの規定中「会長」とあるは「分科会長」と、「副会長」とあるのは「副分科会長」と、「委員」とあるのは「分科会の委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、教育局生涯学習部生涯学習課において処理する。

附 則

この要綱は、平成21年9月25日から実施する。

附 則

この改正は、平成23年7月7日から実施する。